

この書類を千葉県自動車税事務所長あてに提出すると、自動車税(種別割・環境性能割)の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。

還付請求権譲渡通知書

千葉県自動車税事務所長 様

実印

住所・所在地

住所・所在地

譲渡人
(納税義務者)

氏名・名称
(代表者役職・氏名)

譲受人 氏名・名称
(代表者役職・氏名)

電話番号

電話番号

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 () No.	(カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に_____年___月___日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 _____年___月___日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの) 2. 誤納 _____年___月___日 3. その他 () _____年___月___日	_____円 [※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額]
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原					
		かな						
税目(自動車税)				年度				
1. 種別割		2. 環境性能割		年度				

【備考】 ※必ずお読みください。

- この書類は、還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録が済んでいないと受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)
- この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 譲渡人は実印を押印の上、還付請求権を譲渡した日から前後3か月以内に発行された印鑑証明書(原本)を必ず添付してください。
住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721

記入例

車税事務所長あてに提出すると、自動車税(種別割・環境性能割)の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。

※6月5日に売買した車両を6月12日に抹消したケース
千葉県自動車税事務所長様

還付請求権

個人の場合は住所・氏名、
法人の場合は所在地・法人名・
代表者の役職・氏名を記入してくだ
さい

住所・所在地 **千葉県千葉市中央区市場町1**

住所・所在地 **千葉市中央区問屋町2**

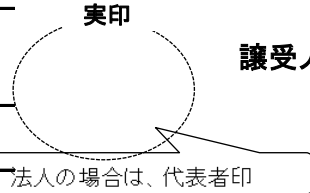
譲渡人
(納税義務者)

氏名・名称 **株式会社千葉県
(代表者役職・氏名) 代表取締役 千葉 一郎**

譲受人 氏名・名称 **株式会社自動車税
(代表者役職・氏名) 代表取締役 自税 太郎**

電話番号 **043-0000-0000**

電話番号 **043-0000-0000**



◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
自動車	銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	普通 当座 その他 () No. △△△△△△△	(カナで記入してください) カ)ジドウシャゼイ
	問屋町	本店 支店 出張所	

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に **令和2年6月5日**に譲渡したので通知します。

記

譲渡の日は必ず記入

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日		過誤納額
1. 千葉	② 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 2年6月12日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの)		_____円 ※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原				2. 誤納 _____年____月____日		
3	0	0	かな ち	1	1	1	3. その他 () _____年____月____日		
税目(自動車税)							年度		
① 種別割			2. 環境性能割		2 年度				

【備考】※必ずお読みください。

- この書類は、**還付の事由が発生した日から10日以内**(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所へ届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録が済んでいないと受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)**
- この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 譲渡人は**実印を押印の上、還付請求権を譲渡した日から前後3か月以内に発行された印鑑証明書(原本)を必ず添付**してください。
住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、**返却いたしませんので御了承**ください。

事由を○でかこみ発生年月日を記入してください

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721